

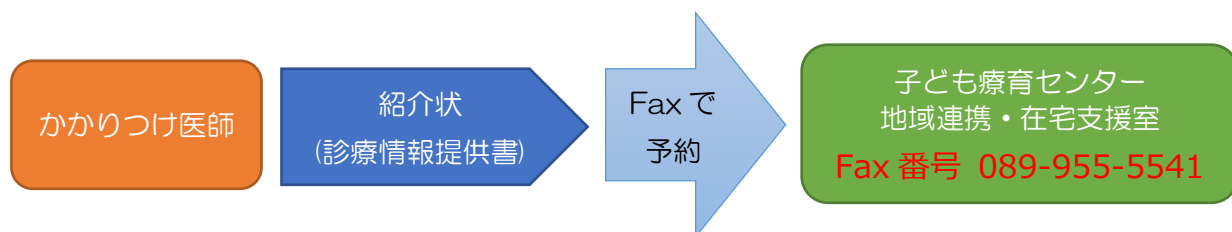
【外来診療 利用案内】

初診の場合

かかりつけ医師からのご紹介

紹介状(診療情報提供書)が必要です。

紹介元の医療機関の先生方から子ども療育センターFax 送信票と紹介状(診療情報提供書)を子ども療育センター地域連携室へFaxしていただくことで、診察予約をお取りいたします。詳細は、「医療・療育相談窓口(地域連携室)」のページをご覧ください。

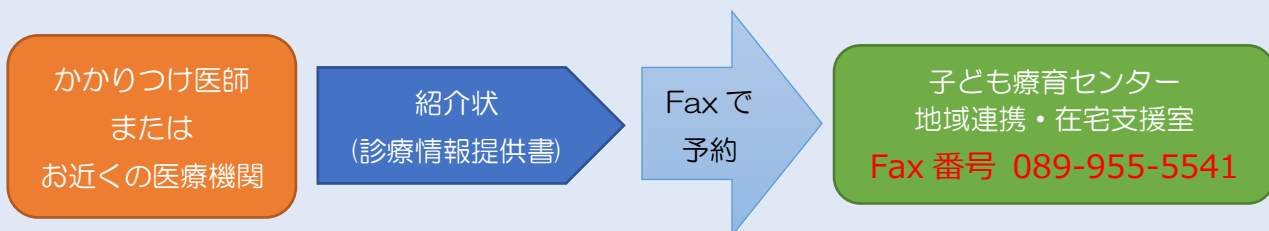


小児科、子どものきもち外来(児童思春期外来)を初めて受診される方

小児科は2024年12月1日から、子どものきもち外来(児童思春期外来)は11月25日から、原則として紹介状(診療情報提供書)が必要となります。

かかりつけ医師または、お近くの医療機関で紹介状(診療情報提供書)を作成していただき、医療機関から子ども療育センター地域連携室へ子ども療育センターFax 送信票と紹介状(診療情報提供書)をFaxしていただくことで、診察予約をお取りいたします。

詳細は、「医療・療育相談窓口(地域連携室)」のページをご覧ください。



整形外科を初めて受診される方

医療機関からの診療情報提供(紹介)がなくても受診していただけます。
地域連携室へお電話ください。



電話で予約

子ども療育センター地域連携・在宅支援室

089-955-5533

再診の場合

各外来に電話し、受診予約をとってください。



電話で予約

各外来窓口

089-955-5533